

令和5年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 ア 地方創生人材育成伴走型支援事業実施に係る留意事項

要綱別表の第1欄に定める事業区分のうちア地方創生人材育成伴走型支援事業の実施については、要綱及び令和5年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施に係る留意事項（共通部分）とともに、次の事項に留意してください。

第1 助成対象事業

- 1 要綱別表の第1欄に定める事業区分ア地方創生人材育成伴走型支援事業とは、一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）と連携協定の締結等により密接な関係があり、かつ、地方創生及び地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画（以下「地域づくり人材育成アクションプラン」という。）を策定した団体（以下「助成対象団体」という。）が事業実施主体となり、センターの承認に基づき実施する人材育成事業をいいます。
- 2 地域づくり人材育成アクションプランとは、原則として3年以上をその期間として、助成対象団体（助成対象団体の構成団体を含む。）の職員、住民等が地方創生及び地域づくりの推進に資する知識、技能等を習得するための人材育成事業の内容等について定めるものとし、概ね次に掲げる事項の記載を要することとします。
 - (1) 市町村等における課題及び人材育成の目的
 - (2) 取組期間
 - (3) 育成すべき人材像
 - (4) 人材育成事業の対象者
 - (5) 人材育成事業の数値目標
 - (6) 人材育成事業により習得させる知識、技能等
 - (7) 人材育成事業の内容及び実施スケジュール
 - (8) 事業実施の体制及び仕組み
 - (9) その他の人材育成事業の実施に当たり必要な事項
- 3 地域づくり人材育成アクションプランの策定に当たっては、次の者による検討の場を設け協議を行うものとします。
 - (1) センターの役職員（人選はセンターにて行う。）
 - (2) 助成対象団体（助成対象団体の構成団体を含む。）の人材育成所管部門、地方創生所管部門、その他関係部門の職員
 - (3) 住民、地元の関係者等
- 4 1の「センターの承認に基づき実施する人材育成事業」とは、地域づくり人材育成アクションプランに定める人材育成事業のうち次のいずれかに該当するものであって、センターが承認したものをいいます。
 - (1) 助成対象団体が主催する研修会、セミナー等の実施
 - (2) 助成対象団体以外の者が主催する研修会、セミナー等への人材育成事業の対象者の参加
 - (3) 地方創生に関する政策立案のために必要な先進地調査
 - (4) その他人材育成事業の対象者が地方創生及び地域づくりの推進に資する知識、技能等を習得するための事業

- 5 助成対象団体は、地域づくり人材育成アクションプランに定める人材育成事業のうち要綱第3の2に規定する期間に実施するものについて助成対象事業に加えようとするときは、地域づくり人材育成アクションプランを添付して要綱第8の規定により変更承認申請を行い、センターの承認を受けるものとします。

第2 助成対象経費

- 1 原則として、委託料、備品購入費及び工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこととします。
- 2 原則として、委託料、備品購入費又は工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこととします。
- 3 センターの個人賛助会費については、助成対象経費に含めることができるものとします。

第3 その他の留意事項

- 1 人材育成事業の具体的な内容等については、地域づくり人材育成アクションプランにおいて定めるため、申請書に記載する必要はありません。
- 2 助成事業の採択に当たっては、人材育成に取り組む上での課題及び目的が明確で、継続的に事業を実施する体制及び仕組みが整えられていると認められる事業及び新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた new normal に対応し、新たな価値を創造すると考えられる事業を優先し、全体事業費に対して委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位を低くするものとします。
- 3 助成対象事業の採択後、必要に応じてセンターが進捗状況を確認する場合があります。
- 4 事業については、申請時点の対処方針等に示された要請内容や開催規模等を踏まえたものとしてください。なお、新型コロナウイルス感染症に起因する事業の変更は、対処方針等が変更された場合にのみ認める方針であることに留意してください。
- 5 人材育成事業において、センターが実施するサブスクリプション型人材育成を利用する団体が申請する場合、助成決定の審査時に一定の配慮をすることがあります。